

令和2年4月7日  
こども未来局運営支援課

市政記者各位

## 緊急事態宣言に伴う家庭での保育のお願いについて

福岡市において新型コロナウイルスの感染が拡大していることを踏まえ、児童への感染拡大の防止と、保育従事者の負担軽減のため、福岡市内の保育施設等を利用している保護者に対して下記のとおり、可能な限り家庭での保育をお願いすることとしております。

### 1 お願いの内容

#### (1) 対象者

福岡市内の認可保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育事業所等を利用する保護者のうち、家庭での保育が可能な方

#### (2) 期間

令和2年4月8日から5月6日まで ※状況によって延長する可能性あり

### 2 保育料の対応

家庭での保育をお願いした期間において、施設を利用しなかった日数について、月額保育料を軽減(日割り)します。

保育料の軽減は、翌月以降の保育料での調整を原則とします。

なお、4月1日付保育所等利用決定者が、新型コロナウイルス感染症への対応として育児休業を延長する場合、復職期限を延長していますが、この間の保育料についても、同様の取り扱いとします。

### 3 保育料の手続き

施設を利用しなかった日数については、施設から各区に報告していただきますので、保護者の方は手続きをする必要はありません。

#### 【お問い合わせ】

こども未来局子育て支援部運営支援課 担当：道脇，金丸

TEL:092-711-4240 (内線 2210)